議案第１３１号

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

記

１　対象施設名　　霧島市観光案内所

２　指定管理者　　霧島市牧園町高千穂3878番地114
公益社団法人霧島市観光協会

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1　霧島市観光案内所の概要

⑴　施　設　名　　霧島市観光案内所

⑵　位　　置　　霧島市霧島田口2458番地10

⑶　建 設 年 度　　平成２年度

⑷　構造・面積　　木造平屋建　延床面積　179.63㎡

⑸　設 置 目 的　　観光客等に総合的案内、観光地の紹介、宣伝誘致を図り、観光客の便益に供するとともに市民の利便性に資するため

⑹　年間利用者数　　24,840人（令和７年度実績）

⑺　年間利用料金　　102,000円（令和７年度実績）

2　指定管理者の概要

⑴　団体の名称、代表者及び所在地

名　　称　　公益社団法人霧島市観光協会

代　表　者　　代表理事　徳重　克彦

所　在　地　　霧島市牧園町高千穂 3878 番地 114

⑵　組織

設立年月日　　平成６年９月20日

設 立 目 的　　霧島市及びその周辺地域の観光産業の振興と地域の活性化等に関する事業を行い、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

従 業 員 数　　17人

主な事業内容　　・観光客の誘致促進
・観光客の受入体制の整備
・霧島温泉市場の管理運営
・特産品等の宣伝及び販売
・霧島温泉地区の雑用水施設の維持管理
・旅行業法に基づく旅行業
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3　指定管理者の選定方法等

⑴　指定管理者の選定方法　　直接指定

⑵　直接指定をする理由

霧島市観光案内所の管理業務は，これまで公益社団法人霧島市観光協会が行っており、市内観光地の案内や各種イベントの実施等が適切に展開されているところである。引き続き同協会が蓄積した管理・運営技術や専門的技能などの経営資源を活用するこ

とにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるため、直接指定しようとするものである。